

## 第8回新城市地域産業総合振興条例審議委員会

平成27年8月19日（水）午後7時～午後9時  
新城市消防防災センター2階 災害対策本部室

○内藤晃吉副部長 済みません、これから始まりますが、8月13日付で本日の検討資料、条文の前文から始まって最後が産業自治振興協議会、この資料を今日お持ちいただけるように依頼させていただいたんですが、忘れてしまったという方はおみえでしょうか、皆さんお持ちでしょうか。お持ちですね、わかりました、ありがとうございました。

○加藤宏信副課長 皆さん、こんばんは。それでは、定刻を少し過ぎました。まだ遅れてくる委員の方もみえるんですけども、只今から第8回新城市地域産業総合振興条例審議委員会を開催いたします。会を始めるに当たりまして、委員長、鈴木誠教授、よろしく願います。

○鈴木誠委員長 皆さん、どうもこんばんは。

きょうは内容を画面を使って確認をする関係で、この高い位置からどうも失礼いたします。今日が事実上、皆様方に御審議いただいた内容の確認の最後の日というつもりで臨んでおります。前回、非常に詳細にわたって皆様方からの確かな御指摘をいただきました。また、その後も個別に御連絡もいただいたというように聞いておりまして、そういうさまざまな御提案、あるいは、御助言を踏まえて事務局に一任いただきましたので、それをもってまとめてみました。とはいえまだまだ不十分な点もあるかと思っておりますので、きょうの説明を聞いていただきながら、また気がついたところについて御指摘をいただくなりして、いよいよまとめをしていきたいというふうに思っています。まとめというのはこの委員会での一つの取りまとめ、そして、市長への答申という、そういう目的でまとめということになっておりまして、また市長に答申した後それが多くの市民の皆さんからさまざまな御提案などもいただけることもあるだろうと思っております。そういうパブリックコメントの段階ではまだまだ時間を要するわけですが、ひとまず審議委員会での皆様方の御意見

を取りまとめた形での市長への答申素案というのはきょうをもってつくり上げていく、そういう段階にしたいと思っています。きょうも限られた時間でありまして、よろしくお願ひ申し上げます。

○加藤宏信副課長 ありがとうございます。

それでは、次第に沿って進めていきたいと思ひます。

1番目、報告事項とあります。前回等の会議録の要旨について、それと、これまでの条例に関する取り組みについて、報告のほうをさせていただきます。よろしくお願ひします。

○内藤晃吉副部長 それでは、前回等の会議録の要旨について報告させていただきます。

7月8日開催の第6回と7月29日開催の第7回の審議委員会の会議録の要旨を御報告させていただきます。

第6回ですけれども、皆さんからも条例素案、たたき台を出していただきまして、これをもとに2班に分かれまして修正、加筆を加えていただくということで御審議いただきました。

第7回では、条例素案、たたき台、これのつくり直しをしまして、最初の前文から最後の振興会議までを一つ一つ確認しながら修正等の御審議をいただきました。この御審議によって直しを入れたものを8月13日付で皆様のところへ送付させていただきました。

以上ですけれども、今回の資料ナンバーの2番と3番でその会議録を配付させていただきましたので、必要な都度、御確認くださるようお願ひします。

また、内容で不都合な点がありましたら、今週中に事務局まで連絡してくださるようお願ひします。

会議録については以上です。

○川合教正副部長兼産業政策課長 それでは、続いて、これまでの条例に関する取り組みについてということで、振り返りをさせていただいて、どんなプロセスを通してきょうを迎

えたかということをもう一度皆さんに御紹介をさせていただきながら、審議の方に進みたいと思います。

それでは、資料ナンバーの4番をお開きいただきたいと思います。

こちらにつきましては、第1回の審議委員会で、実態調査を行うという形でワーキンググループの設置についても第1回のところで御承認をいただきました。それに基づきまして実態調査を資料4の1ページのところから5ページまでがヒアリング調査、それから、6ページ、7ページがアンケート調査ということにさせていただいております。

ヒアリング調査につきましては、平成26年11月6日から11月20日にかけて、実施対象は市内の79事業所の方にお願いができました。調査員につきましては、審議委員会の委員の方を2人、それから、審議委員会の委員の推薦いただいた方3名、それから、愛知大学のゼミの学生さんが19名、これは延べでございますけれども19名、それから、関係課の市の職員が8名、事務局の職員が3名ということでヒアリング調査のほうをさせていただいております。

回答いただいた事業者の属性でございますけれども、ここに書いてありますとおり、従業員10人未満が38、10人から20人のところが16というような形で回答いただきまして、回答に御承諾いただいてヒアリングをさせていただいております。ですので、今回、回答いただいた方は、市内の事業者のほぼ中小企業、個人事業主であったということをお確認いただきたいというふうに思います。

それから、設問のほうの異業種間連携の必要性についてということでございますが、必要というふうに御回答いただいた方は全体で89%、約9割の方でございます。既に実施したり、そういう異業種間連携を計画しているという形の事業者の方は51.9%、約半分の方が何らかの対応をとられている。し

かし、必要だと答えながらも実施できていないとか、計画ができていないという形の事業者が36.4%でございます。今回、必要と回答しながらも実施、計画ができないという回答をいただいた事業者がございました。こういう方たちにはやはり支援の手を差し伸べる必要がないだろうかという内容がございます。

それから、ヒアリング調査の中で、ちょうどこの調査をしたときに消滅可能都市の話題が出たときでございます。その考え方と市に必要なものについてということでヒアリング調査をさせていただいております。ヒアリング調査ですので、カテゴリー別というふうな形ではなかなか難しかったということがございますけれども、1ページから5ページまで魅力についてというようにくり、それから、人口の問題について、それから、3ページの地域について、それから、雇用について、それから、若者、女性について、それから、子育て、医療についてで、その子育てまでの中に入らない意見についてはその他というような形で分類分けをして皆様のところへ意見をお届けしたという内容でございます。こちらにつきましては、審議会の中でお話をさせていただきながら進めてきたという経緯がございます。こちらについては第2回、3回の中で結果の概要をお知らせし、条例のほうへの反映をお願いしたものでございます。

特に、魅力というところにつきましては、やはりこれからの時代に合った魅力をつくり上げていくということが必要ではないかというような回答、意見をいただいたところもございますし、それから、もっとPRする必要があるのではないか。それから、簡単にいえば若い女性に受けるものが必要だろうかというようなお話もいただいております。

それから、やはりここでは学校の廃校を利用したらどうだろうかとかというようなアイデアをお出しいただいた事業所の方もござい

ました。それから、人口については、行政というところで、なかなか人口問題というところにうまくコミットできていないというようなこともございまして、やはり人口が減少して、商業とかの集客が見込めないというような切実なお話をいただいた内容もございました。

それから、地域については、やっぱり社会的な弱者に優しい町というような地域に、それから、若い人たちが最終的に戻ってくるような町にできないか、地域にならないかというようなお話をいただいたり、それから、地域資源というもので、森とか木とか水とかの有効活用というようなお話も意見もお出しいただいたという内容もございました。

それから、3ページの雇用の問題につきましては、女性の方が働きやすい状況、雇用と保育の改善というようなお話をし出していただいた方もございました。

それから、4ページ、若者、女性については、女性が社会で復帰できる仕組みが欲しいのではないかとか、地元に残れる若者がというような意見をいただいたり、もっと具体的には、20歳から39歳に合った生活環境を整えるべきではないかというようなお話をいただいた事業所主の方でいただいたということもございました。その他、やはり新城ではなかなか家が建てられないというような都市計画の内容でお話を伺わせていただいたこともございますし、それから、税の話等にも言及された方がおみえになりました。

自分たちで手を打っていかないと役所だけではだめだよねということで、住む人全員でこの地域のことを考えていかなければならないというような、その他の意見の中ではございました。

それから、済みません、6ページをごらんいただきたいと思います。こちらは、アンケート調査になります。ヒアリング調査で79の事業所でヒアリングをさせていただいて、

その中で承諾を得られた75の事業所の従業者の方をお願いをさせていただいて、回収させていただいた調査票の枚数、お一人お一人ですので856人の方から、男性480名、女性356名、不明ということで性別の記入がなかった方が20名ございました。この内容の部分につきましては、第5回の審議委員会のほうで調査結果の概要をお知らせさせていただいております。

内容としましては、回答者の属性としましては、男性では10代から80代までの方から回答をいただき、女性については、10代から70代ということで、80代の方の回答はございませんでした。男性は70代が1.5%でありましたけれども、女性の70代は5.1%ということで、70代であっても女性の方はお勤めされているというような、従業者として働いておみえになるということがわかってまいりました。この中で、回答者の市内の居住については男性の方が約64%、女性の方は82%が市内の方で、居住者であったというような形で回答者の属性というものができるといっていただければと思います。

それから、居住地としての新城の優れている点についてということで、ちょっと繰り返すになってしまうんですが、男女とも自然があるというのが最も多くて、続いて、災害が少ない、地域のつながりがある、安心、安全な生活環境があるという順番でございました。

2番目の問いの生活、居住の上で新城市の不利な点、不便な点については、就職の場所がないという回答をされた女性の方が男性に比べて比較的多い傾向を示しておりました。これに対する女性は男性より不利というふうを考えておみえになる方が多かったという内容かと思っております。

また、その中で、その他のところを答えた女性の方が多くて、その意見としては、この設問が2つまでを記入してくださいという制

限があったものですから、不利な点を4つ以上出したいということで、選択肢を4つ全てですというふうに答えた女性の方が、その他という形で回答された女性の方は大半がそういう回答のその他の中が具体的に書かれていたという内容でございました。ですので、女性については、生活、居住にすごく関心が高いのではないかとということが考えられるのではないかとということがございました。

それから、3番目につきましては、生活環境の部分の内容がありました。

それから、4番目としては、転居意向については、市内居住者は男女とも圧倒的に転居意向はないという、課題を感じながらも転居はせずに至っているという状況がこの回答の中からは見えてまいりました。

それから、5番目、世代別の次世代の市内居住、要は子どもさんに新都市に住んでほしいという人はどれくらいかという、はいと答えた方は全体では41.38%でしたけれども、はいと答えた方で30歳代の方は45.26%、40代、50代になりますとだんだん減ってまいりました。60代ではまた上がっているというような傾向でございます。さらに未回答の方は、これと反比例してやはり50代の方が25.35%と最も高くなっておりまして、若年層ではまだ現実味がないという状況もあったんですが、徐々に年齢が上がるに従って現実に向き合い、子供の就職についての面で迷っているという現実があるのかなというふうに推論される部分もございました。

それから、済みません、長くなって恐縮です。資料の5につきましては、この委員会の設置準備から、2では委員会を8回、それから、資料5の2ページ目でございますが、調査研究ということで実態調査のほう、審議会の委員会でワーキンググループの設置をお認めいただいて、都合4回のワークショップを開かせていただいて、この年の10月17日

に最終案の決定をワーキング部会のほうでして、実際には10月27日に審議委員会の方たちにもこの内容でいいでしょうかというお問い合わせをさせていただいて、若干アドバイスをいただき、11月6日から20日のヒアリング調査、それから、11月28日にはアンケート調査の回収を始めさせていただいた内容でございます。

それから、先例地視察としましては、審議会が始まる前に事務局のほうが安城市と高浜市のほうに赴いて、中小企業の部分の計画、条例を立てられたところについての調査をさせていただいて、委員会の冒頭の部分で御紹介をさせていただいております。

それから、今月5日から6日に事務局のほうは岡山県の西栗倉村というところに森林を核とした産業創造と創業支援の部分の調査研究という形、先例地視察のほうをさせていただいて条例に反映したいというふうに考えております。

それから、4番目のところ、意見交換、情報収集、事業研究ということで、6月1日から1日、3日、10日、29日というような形で女性の起業者の方からヒアリング、それから、意見交換等をさせていただいております。その下に書いてあるのがその事業の内容でございます。

それから、クラウドファンディングの話が出てまいりまして、ちょうどそれに呼応するように県の事業のほうでこういうことが取り上げられるということで、7月とあすクラウドファンディングの説明会に赴きたいというふうに思っております。

それから、若者議会というのも始まっておりまして、7月2日と11日には事務局のほうで若者議会のほうに赴いて、意見をいただいたり、考え方を参考にさせていただいたりという形でさせていただきました。

それから、7月22日につきましては、第15回の市民自治会議ということで、自治基

本条例に基づく会議をされているということをお紹介いただき、地域産業総合振興条例の策定事業の御説明をさせていただきます。ざっとこれまでにかかってこれを条例策定等に係る取り組みという形で皆様に御報告させていただきながらきょうを迎えておるということで御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○加藤宏信副課長 ありがとうございます。

それでは、次第、2番目になります、審議事項に入ります。

鈴木誠委員長の司会のもとで進めていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○鈴木誠委員長 それでは、ちょっと私、夏風邪をひいて、声が何か余り出ないものですから、大変聞き苦しいと思っておりますけれども、御容赦いただきたいというふうに思います。

まず、きょうの審議事項2というふうに書いておまして、条例の条文案について皆さんに御審議いただきたいということで準備してまいりました。お手元のほうにはこの間の条例の前文から始まりまして、それぞれ重要項目について意見をいただいたところをまとめてきたというところがプリントとして出してありますが、きょうはお手元の資料も見ていただきながら、前のほうにこれから出される条文の形での内容を全部見ていただけたらというふうに思います。

じゃあ、画面のほうを出してください。

どうぞ、後ろの方は見えにくい場合はどうぞ好きなところに移動していただいて結構です。お願いします。

ざっと紹介をしますと、この間意見をいただいたことを踏まえて直したものということになっております。

「新都市は、豊かな自然と歴史に恵まれて、東三河、遠州並びに南信州から三遠南信地域の人的交流の要所として発展し、さまざまな

産業を育ててきました。

こうした産業は、日本経済の成長とともに発展し、本市に暮らし、就業の機会を求める市民に対して、雇用の場を提供するとともに所得をもたらし、消費を通じて安定した地域経済の発展に貢献してきました。

産業の発展は、地域経済の発展を通じ、個性あふれる固有の産業文化や伝統技術を育み、今日に伝えています。

そして、少子高齢化が加速する今日、本市が魅力と可能性のあふれる都市として存在感を高め、市民が求める行政サービスを供給できる自立した都市であり続けるためには、これまでに培ってきた産業文化や伝統技術の継承に加えて新たな取り組みが必要だといえます。

未来の新都市を展望するためには、能力を發揮できる機会を地域で備えて、産学官金労が地域内でみずから全体の均衡を保ちつつ、次世代につなげるきめ細かな支援を図る体制を今こそ構築することが重要であるといえます。

そこで、本市では、多彩な能力を持つ市民が地域で活躍でき、かつ、三遠南信地域や大都市の消費者、事業者等と緊密な交流連携を図りながら、創意、活力と魅力にあふれる地域経済を築いていくことを目的としてここに条例を制定します。」というふうになりました。

下から3つ目の段落の、2つ目かな、段落のあたりのところ、前回は、随分後ろ向きな表現というか、少し消極的な表現がありましたので、そこはふさわしくないという御指摘をいただきましたので、修正を図ったところです。と同時に、皆様から寄せられた文章も取り入れて、特に3つ目の段落の最後のくだりのところの新たな取り組みが必要だと、その新たなところの観点を示して、そこを以下の段落で補足するというような、そういう構成になったということです。

既にお読みいただいた部分であるとは思いますが、内容に関して何か御質問とか、あるいは、御提案があったらぜひお願いしたいと思います。あるいは、直っていないというところがありましたら、御指摘をいただけたらというふうに思います。いかがでしょうか。

大体、前回の御指摘の点は直っていますでしょうか。特に、新たな点というよりも、前回御指摘いただいた内容、あるいは、欠席された委員は文章で出していただきましたので、その箇所が修正されているかどうかというところを中心にまず見ていただいて、その上でさらに検討をしたほうがいいんじゃないかという、そういう箇所があったら御指摘いただきたいと思います。まずはよろしいでしょうか、前文のところですけども。

それで、前回と同様に、全体を通じてまた御意見を出していただけるような機会を設けたいと思いますので、それでは、そういう場合は遠慮なくまた御指摘ください。

それでは、続きまして、目的に当たります、第1条になります。

「この条例は、新城市の地域産業振興に関して基本的な事項を定め、市民、事業者、市、行政区等が協働し、本市の自然、文化、技術、資本、人材等を生かし、持続可能な地域経済を築くことを目的とします。」というふうになりました。いかがでしょうか。点の打ち方、句読点のところなんですけども、丸ぼちにするかどうかというところは、どうも直っていない箇所があるようです。そのところはどういう形にしたらいいか、もし助言があればまた直さなきゃいけないと思いますけれども、ひとまず直っていないところがあるというふうに私のほうから指摘をしておきますので、特に。

どうぞ。

○川合教正副部長兼産業政策課長 今の点の打ち方の内容につきまして、今、条立てのよ

うな、条文立てをさせていただいております。こちらは、行政課の法務係というところが市の中にございまして、そこで一度ざっと見ていただいて、点の打ち方というのが中点を打つというのが法務上ないということで、基本的にはこういう書き方になるというふうにとっていただけた方がいいのかなというふうに思っております。ありがとうございます。

○鈴木誠委員長 わかりました。僕らのほうの審議の結果とそれに基づく提案のほうは皆さんがその趣旨を踏まえて中点を入れたりしたんですけども、法令審査で見ていくと、そういう表記はないということなので、こちらのほうではまた元に戻っているという、元に戻るといっても直さなくていいということなので、その辺は一つのルールというのがありますので、それに従っていきたいと思っています。

表現とか、そのあたりのところをチェックしていただきながら、目的についてはどうでしょうか。皆さんの検討いただいた各文章があると思います。それをお手元のほうにきょう、用意されております。その2ページ目のところが今、目的に該当していますので、照らし合わせていただいて結構かというふうに思います。

では、先にいってよろしいでしょうか。

続いて、定義です。

定義は第2条になりまして、ここに1から5号まで記されています。

「第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります」ということで、1号、2号、3号、4号、5号ということで、「市民については、新城市自治基本条例第2条第2号に規定する市民をいいます。」「若者については、新城市若者条例第2条第2号に規定する者をいいます。」「事業者、こちらは市内において生産、加工、販売、供給等の産業活動を行う全ての個人または法人をいいます」

「地域産業については、事業者が自然、文化、技術、資本、人材等を生かし、国、県、三遠南信地域の市町村や民間の協力を得ながら働き続けることのできる職場を創出する産業をいいます。」そして、「第5号の産学官金労という場合は、事業者等を支援する経済団体、大学等の研究機関及び国、県、その他行政機関、金融機関及び労働団体を言います。」というふうになっております。これについてはいかがでしょうか。

どうぞ。

○山本勝利委員 ページの1、(1)と(2)の新城市自治基本条例第2条第2項、それから、新城市若者条例第2条第2項に規定する者を、あるいは、市民を言いますと書いてありますけれども、その規定についてはどこかに参考資料として載せなくてもいいのか、あるいは、このままでいいのか。例えば、これを今そういうことを知っている人が読めばわかると思うんですが、あるいは、市外の人を読んだ場合にそれを理解することができるかどうかということで、ちょっと質問させていただきました。

以上です。

○鈴木誠委員長 確かに、自治基本条例や若者条例に規定されているものですが、それであるならば、その同じ文言をこちらに掲げても本来はおかしくはないだろうと思います。仮にもしこのような表記をするのであれば、やはり何がしか説明をつけ加えなきゃいけないんじゃないかということなんですけれども、条例としてどうですか、こういう表現の仕方というのは、皆さん、御指摘いただけてちょうどよかったと思います。

どうぞ。

○浅見雪絵委員 済みません。私も前回見せていただいて、やっぱり家に帰って、ここはちょっとどうかなというふうに考えて、今、同じような御意見を山本委員から聞けたので、やはりそうかなというふうに思って、前回は

ただいていた倉吉市のような例を見てみたら、やっぱり市民のところも、「市民は」のところは、「市の区域内に居住し、通勤し、または、通学する全ての個人を言います。」というふうに書かれてあったので、ほかの条例を見てくださいというのはちょっと二度手間かなというふうに思うので、ここで定義してもいいんだったら、ここできちんと言葉としたらどうかというふうに感じます。

○鈴木誠委員長 そういう御指摘になりました。どうもありがとうございました。どうでしょうか、今の提案をいただきまして、確かに前回ここはこういうやり方もあるのかなというふうに恐らく皆さん、思われて素通りした部分であったと思いますけど、改めて読み直していただいて、今のお二人の委員の方から御指摘いただいたように、それぞれの条例に定義された内容とここは同じだと思いますので、やはりそれをきちっと表現するということに持っていきましょうか、どうでしょうか。よろしいですか。どうもありがとうございました。

では、今、お二人の委員から御指摘いただいたとおり、ここは修正を図ります。ちなみに、これは後でわかるように、これは後で最後でいいですから、わかるようだったらちょっと紹介してもらえますか。ありがとうございました。

それでは、続きまして、市長の責務というところをご覧ください。

ここは第3条になります。

ちょっと下のほうになってきますので見にくいと思いますが、ご覧ください。

まず、「市長は、市民、事業者、行政区等と緊密に連携し、地域産業振興のための指針（以下「地域産業振興指針」という。）並びに振興計画を定めなければなりません。

市長は、2項のところ、「市民、事業者、行政区等が行う地域産業の振興を推進する活動を支援するために、産学官金労と連携し、



施策を講じなければなりません。」という2つの項目からなります。このところはいかがでしょうか。

どうぞ。

○山本勝利委員 目的、ずっとこれは市長の責務という形でできているんですけど、実は、全体を読ませていただきまして、この市長の責務と議会の責務のところだけ条例の文言が命令文にみたいに、命令文とっていいのか、定めなければなりません、何々をしなければなりませんという言葉になっておりますけども、責務をそういう果たすべき務めという形で考えていけば、定めますとか、講じますとか、命令口調じゃなくてそういう文章にしてはいけないのか、あるいは、その辺のところは私はよく条例というのがわかりませんので、その辺のところについてちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○鈴木誠委員長 というか、ここはやはり先ほどと同様に、ほかの箇所と同様に修正を求めて「定めます」という、「講じます」というように表現したほうがいいのではないかという御提案ですよね、そういうことですね。

○山本勝利委員 自分の、私自身が条例の文章がどういうふうにつくられていくかということがよく理解できていないので。

○鈴木誠委員長 その理由をやはり確認しておいたほうがいいのかという、そういう御指摘でございました。ここは、広瀬副委員長さん、ちょっと補足していただけたらどうかと思いますが。

○広瀬安信副委員長 座ったままで申しわけございません。

今、御指摘いただきました、ここは何かマストとか、完全にこうなさいみたいな、そういうふうになっているんですけども、条例の書きぶりの中で、特にこれで悪いということではないんですが、皆さんがこれでいいということでお認めいただければこの表現でい

いと思うんですけども。もう一つ、今、山本委員さんから御指摘のあった意を踏まえた場合ですが、ちょっとあやふやになるんですけども、「振興計画を定めるものとする」とか、「定めるものとする」と、ちょっと弱めた言い方ですか、そんな言い方も条例ではよく使うパターンではあります。だから、ちょっと柔和な感じにするかどうかですけども。ただ、市長とか、議会というのは、責任を持っているんな政策、施策を協議し、決定していくところですので、この委員の皆さんがやっぱり地域産業という大切なものを振興していくんだということになれば、ある程度やりなさいというふうには答申の中ではうたっていたいていてもそれは問題ないかなと思います。

なぜ問題ないのかなというのは、こんなことを言うと怒られちゃうかもわかりませんが、審議会から出たものが実は庁内でもう一回議論します。市長が責任を持って条例提案しますので、審議委員会が条例を提出するわけじゃないものですから。そうすると、市長は担当部課、あるいは、それぞれの法務部署等に確認をして、責任を持った条例案として提出をするものですから、そのときに市長がこれはちょっと違和感があるなといったときに、担当のほうが見つけて修正するということはありますので、そこら辺さえ御了解いただければ、答申としてはあくまでも私たちはこういうつもりでつくったんですというものを出すことは全く違和感がないというふうに私は理解しています。

○鈴木誠委員長 ありがとうございます。

私のほうがもう少しじゃあ追加で意見させていただきますと、実は、この間のヒアリング調査とアンケート調査をやった過程の中で、地域産業振興に関しては随分やっぱり市民の皆さんが、特に、女性の皆さんの危機感が非常に強いものがあつたんです。市としてどれだけ魅力あるまちづくりにかかわって、積極的な取り組みをしようとも、それがやはり若

者たちや女性、特に次の世代を考えている若者たち、女性の人たちが納得する成果が生まれなければそれは意味がないじゃないかと、だから、非常に責任を持ってここは取り組まなければならないというようなコメントと、そして、アンケートの結果が出たんです。きょう、先ほど資料の4を通じて川合教正副部長兼産業政策課長が説明してくれたとおりなんです。ですから、この内容からすると、相当やはりこの条例に基づく施策というのは行政にかかわる市長、トップの市長と、そして、予算を審議し、決定する議会は責任を持たなければならないと。ゆらゆら揺れていても困るということを知って、ここで述べておくことが大事だろうかというような意味合いでここは「なりません」という厳しい、きつい、きついというか、厳しい表現にしたという、趣旨としてはそういうことです。

最終的には我々、素案として市長のほうに答申するものですから、どちらがいいかはこれは委員会で決めて出せばいいことですので、こういう経緯は経緯として押さえておいていただきながら、この委員会としてはどちらがいいか、皆さんの御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。どうでしょうね。どうぞ。

○小笠原喜好委員 強い拘束力を市長の側に持たせるという意味なら今のこの表現でいいのかなというふうに思いますが、我々、民間人が使う条文とはちょっと意味が多分違うと思いますので、私たちが例えば就業規則だとかでそういったようなものをつくる時にはもっとやわらかい表現でやるわけなんですけども、今、委員長が言われるように、強い表現であればこのほうでもいいのかなというふうに私は理解しましたけど。

○鈴木誠委員長 どうぞ。

○松本吉生委員 僕も、もしどちらかといったら山本委員のおっしゃっていることに近いんですけども、市長の責務となって、「し

なければなりません」ということなので、受ける印象からすると、市長は、みずからの意思ではなくて、言われてやっているみたいなイメージが無きにしも非ずかなと。例えば、講じますとか、市長の自発的にこういうことはやるべきものだと思うんです。どうしても、先ほど山本委員がおっしゃったように命令口調になると、要は、言われてやっているのとやっぱり自発的にどんどんやっていくという、そのことはちょっと違うんじゃないかなというふうにちょっとやや感じるので、私個人としては、市長の責務というか、市長の使命であって、例えば、振興計画を定めますとか、施策を講じますとかいう市長の自発的な、市のトップとしての自発的な言葉を入れたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。このままだと、言われているからやっているというか、そんなことを若干感じます。

以上です。

○鈴木誠委員長 それぞれ皆さんおっしゃることは根拠があってなかなかいいなというふうに聞いて思っていましたけど、じゃあ、せっかくですから多数決しましょうか、というのはいけないかもしれない。

どうぞ、お願いします。

○浅見雪絵委員 私は少し違った観点で、定めなければなりませんというと、やっぱりちょっとマストという、マストだぞという意思が入っているというのは感じるんですけど、全体を通して、倉吉市のものは多分、市民が作りました、こうしたいですという意味が入っているようなものが多かったのでぴったりだったんですけど、今回、私たちがつくっている新城市のものはどちらかという前文のときにも主語を「新城市は」と始めるか、「私たちは」というふうに始めるかというところでも少し議論になったと思うんですけど、結局、「新城市は」の方に今回なっているので、そうすると、三人称を主語にしている、どちらかという、少し一歩引いて事実を述

べていくというような形で全体がつくられているので、全体的に通して見たときにやはり言葉の使い方としては違和感があるかなというふうに感じました。なので、もしこの「定めなければなりません」というふうに使うとしたら、やっぱり前文のところの主語を「私たちは」から始めてもいいのかなというふうに思います。統一感が少ないかなという感じではあると思います。

○鈴木誠委員長 そうすると、ここの箇所を前文はひとまずこういう流れとして、ここの箇所を見たときにはそうすると流れからすると修正したほうが良いという提案ですよね。そうですね。

○浅見雪絵委員 そうですね、定めるも、帯広もそうでしたか、定めるものとする、でもいいかな。

○鈴木誠委員長 それでは、今、何人かの方から御指摘いただいた提案で、今、浅見委員が最後に定めるものとするかな、そういう御指摘をいただいて、これは先ほどの広瀬副委員長さんも提案されたことでもありますので、では、ここのところは修正を図って、振興計画を定めるものとします。それから、下の2項のところも、市長は、市民、事業者、行政区等が行う地域産業の振興を推進する活動を支援するために、産学官金労と連携し、施策を講じることとしますというふうに修正を図ってみたいかどうか、ひとまずそのようにやってみましょうか。何か異議があったらぜひ、提案があったらお願いしたいと思いますが。いいですか。

では、今の皆さんの御提案を元にして表現を修正します。

その次にではまいりますので、御審議ください。

続きまして、これは市民の理解と協力というところですね。これが第4条になってまいります。ちょっと見にくいですが、上のところを見ておきたいと思います。

第4条で、「市民は、事業者が地域の環境や福祉の向上に寄与し、事業活動に励んでいることを理解し、次に掲げる事項に協力し、地域産業の振興に努めます。」ということで、1号から3号まで「事業者が提供する商品やサービスに関心を深め、購入すること」、「事業者が提供する商品やサービスについて、事業者に対して提案、意見を伝えること」、そして、3号として、「事業者、三遠南信地域、または、大都市の消費者、行政区等と連携すること」。前回ここのところもこれも法令審査のほうで見てもらったんですね。それで、このような号の文章の最後を何々にする、努めますではなくて「すること」というふうになったという、これは間違いはないですね。いかがでしょうか。

じゃあ、お願いします、今泉委員。

○今泉英明委員 定義のところ、事業者というのは自分は幅広く考えていまして、その中で我々、企業の側からして関心を深めて、購入していただくとか、御意見をいただけたらとかウエルカムなんですけども、少し違和感を覚えるところは、お茶は新城茶を飲みましょう、新城牛を食べましょうというのと、例えば、ゴルフクラブはプロギアを使いましょうとか、かつおぶしを買いましょうというのは少し違っていて、その辺、まさに独禁法の問題から逸脱するような感じもするんですけど、その辺を皆さん、協議された上であれば構わないんですけど、いかがでしょうか。

○鈴木誠委員長 皆さん、どうでしょうか。逆に例えば、どういうふうにしたらいいという提案がもしあれば。

○今泉英明委員 私が思ったのは1、2、3を全部取っ払うということ。

○鈴木誠委員長 括弧の1、2、3。

○今泉英明委員 「次に掲げる事項に協力し」とか、「励んでいることを理解し、」以下、「地域産業の振興に努めます。」と、とどめてもいいのかなというふうに思いました。

○鈴木誠委員長 号としてはあえて掲げなくてもいいのではということですね。市民の理解と協力という、そういう見出しの中で第4条の条文だけでも十分ではないかということでした。

○今泉英明委員 趣旨としては、地産地消とか、地産外消とか、地元のを皆さん、買いましょうというのはわかるんですけど少し御検討をお願いします。

○鈴木誠委員長 どうでしょうか、皆さん。

じゃあ、浅見委員、お願いします。

○浅見雪絵委員 「こと」というふうに終わると、やっぱり同じような感じを受けるのかなというふうにも思いました。配られた資料だと、「努めます」になっていたりとか、今までのものでも「努めましょう」というようなやわらかい言い方だったと思うんですけど、それはまずいということですか。

○鈴木誠委員長 このところは、じゃあ、川合副部長、お願いします。

○川合教正副部長兼産業政策課長 この辺もやはり法務的な部分で、こういうふうにしたらどうだろうかということで、法務のほうから提案をいただいたということになります。1号は何々すること、伝えること、連携することというような形で何をすることというのがはっきりわかるように法務の部分の書きぶりをしているということで御理解いただければと思います。ただ、答申の中でこれでなければいけないということではないと思います。一度法務のほうで見ていただいたという内容だけをつけ加えさせていただければと思います。

以上です。

○鈴木誠委員長 ちょっとこの間の議論の流れと違ってきちゃったということが皆さん、今の説明からも感じとれる、ちょっと待ってくださいね。じゃあ、浅見委員、次。

○浅見雪絵委員 ということは、ことの前に「努めること」にすればいいということですか。

か。

○鈴木誠委員長 「購入するよう努めること」という、そういう補足をしていただきました。

じゃあ、山本委員、お願いします。

○山本勝利委員 例えば、1番で「事業者が提供する商品やサービスに関する関心を深め、購入すること」、誰が命令しているんですか、これは。これは、市民の理解と協力ということです。行政がこれを命令するんですか、購入しなさいと言うているんですか。だから、もし私たちがこういうことを理解して、協力するということがあったら、先ほど言われたように「購入すること」ではなくて、「購入するように努めること」という形にしたほうが何かやわらかい表現でそういうふうにしましょうという形の意味合いが取れるのではないかなと私は思いますけども。

以上です。

○鈴木誠委員長 このところは今、お二人の御意見、共通してということになりました。どうでしょうか、皆さん。この間の議論で、このところは市民の理解と協力を得てどう地域産業の振興を図るかというくだりになってきているところで、そこでは、市民の理解と協力が得られるように事業者はこういうふうに取り組むんだけど、市民はこのように努めるんだということで討議したんですね。ところが、今回、どう努めるか、こういうふうに努めるということの努めるという言葉は抜けて命令になっていますので、一体誰が誰に対して命令するのか。そうすると、さっきの今泉委員の話にもあるようにですね、我々はこの新城市内の事業者が提供する商品やサービスを努めて購入しなければならないというふうな決めつけられてしまうことになってしまふ。ちょっとそれはどうだろうという御指摘にもつながってきた。どうでしょうか。

じゃあ、広瀬副委員長、お願いします。

○広瀬安信副委員長 法務に確認したわけじ

やないんですが、多分法務は、こういう皆さんの議論を聞いていないものですから、杓子定規に多分条文を整理していると思うんですが、ここの第4条は市民の理解と協力ということです。だから、理解と協力は何かということについて関心を高めてください、購入することについて理解と協力をお願いしますよという、多分、法務のほうは購入しなさいとかいうことを言っているわけじゃなくて、購入に関することについて理解と協力をお願いしますという整理を多分していると思います。だから、ただ、それはそれ、だけど先ほども言いましたが、あくまでもここは皆さんが審議して答申する場ですので、皆さんの思いをしっかりとこの文章の中に入れて整理していただく。それを私もこうやって聞いているものですから、最終的に法務チェックはするんですけども、この精神はこういうことだよということを伝える必要があると思いますので、今回の整理は整理として、いかにこの審議会の委員の皆さんが自分たちの思いを文章として入れておくかということが大事だと思いますので、今、御議論されていることは、私は多分、法務はこう考えたんだろうと、理解と協力というのは購入することに理解と協力をお願いしますね、あるいは、意見を伝えることについて協力くださいねということの一つずつたっているだけよと多分法務は言うはずなんですけど、それはそれであくまでもこの皆さんの考えを入れてください。そのほうが絶対いいと思います。

○鈴木誠委員長 今、そのように補足してもらいました。そう言われるとよくわかるかなという気もしなくもない。言われてわかるようではだめだという、そういった指摘もありますので皆さんはどうですか。行政の皆さんも遠慮なく、日ごろの仕事の関係から有益な助言もいただけるとと思いますので、どうぞ遠慮なく指摘をください。委員の皆さんもどうぞ、民間の英知を発揮していただきたいと思

います。どうしますかね。

○広瀬安信副委員長 だから、精神論でいうと、さっき山本委員さんとか、浅見委員さんが言った、努めるということが、ここでも議論されたことが前の条文でいうと、購入するようにしておりますとか、「ております」と書いてあるこの精神を入れるなら、やっぱり山本委員さんとか、浅見委員さんが言われたような感じの表現になるのかなとは思いません。

○鈴木誠委員長 上に次に掲げる各号に、事項に協力をし、地域産業振興に努めますということで、その協力すべきことが（１）、（２）、（３）と書かれているという理解なんです。どうですか、山本委員、どうですか。

○山本勝利委員 私は、ここは主語は市民ですから、主語が市民になっていると私は考えますので、そうした場合に、市民が市民に対して命令するということはおかしなことじゃないのかな。だから、この場合には、購入するように努めることという形で持っていったほうが、やっぱり選択肢の幅を広げたほうがいいのではないのかなとそういう感じを持っております。

○鈴木誠委員長 交流するよう努めることかな、交流するよう努めること、それから、2号のところは、事業者に対して提案、意見を伝えるよう努めること、それから、3号のところは、事業者、三遠南信地域、または、大都市の消費者、行政区等と連携するよう努めることという表現に置きかえておいたらどうでしょうと、そういう御提案をいただきました。どうでしょうか。

○菅谷浩久委員 最初に努めますと入っていて、後でまた「努めます、努めます、努めます」と3つ続くと文章的にどうかなというふうに思いますが。第4条の（１）、（２）、（３）で、先ほど前の方がおっしゃったように、（１）、（２）、（３）というのをなく

して、もし努めますであれば上だけにしてしまつて、もう少し長く何かしたほうがいいんじゃないかなというふうにも思うんですが。

○鈴木誠委員長 どうぞ、浅見委員。

○浅見雪絵委員 今、問題になっているのがちょっとわかりにくくなってきてしまったと思うんですけど、多分、副市長がおっしゃったのは、一番最初に次に掲げる事項をと書いてあるので、(1)、(2)、(3)というのはその事項というのはねという説明が(1)、(2)、(3)、こういうものがありますよということだと思ふんです。だけど、私たちが読んだときにはそうじゃなくて、もうその(1)、(2)、(3)自体がやらなくちゃいけないことの内容を言われているというふうに思ってしまうということですよ。多分、皆さんが同じように勘違いされたということはやっぱりよくないつくりだと思ふので、次に掲げる事項というところを直してもいいんじゃないかなと思います。

○鈴木誠委員長 なるほど。事業活動に励んでいることを理解し、どういうふうにしたらいかな。表現の仕方があるけれども、ちょっとまた義務づけというか、義務規定のような形になっちゃうと嫌だなと思って言わないんですけど、どうでしょう、事業活動に、市民は事業者が地域の環境や福祉の向上に寄与し、事業活動に励んでいることを理解し、次のような方法でという非常に嫌な表現になっちゃいますね。むしろ「次に掲げる事項に協力し、地域産業の振興に努めます。」やはりここは努めます、先ほど今、菅谷委員が御指摘いただいたことはあるけれども、誤解をやはり生まないようにするためにも、ここは各号について努めることとするという、努めることとしますという表現は並べたほうがいいかもしれませんね。ですから、この文章はこれを活かした上でということで、「事業者が提供する商品やサービスに関心を深め、購入するよう努めることとします。」こととし

ます。購入するよう努めることとしますか。それから、事業者が提供する商品、サービスについて、これも同じように努めることとしますというふうにしておいたほうが誤解はない、現状では。どうですかね。

どうぞ。

○浅見雪絵委員 多分、次に掲げる事項とっているから「こと」でまとめたいんだと思うので、購入するよう努めることとしますとかを多分つけたいじゃないかなと思うわけですけど。

○鈴木誠委員長 「購入するよう努めること。」

○浅見雪絵委員 ことで終わる。

○鈴木誠委員長 「購入するよう努めること」で、(2)のところも、「事業者に対して提案や意見を伝えるよう努めること」、それから、(3)のところは、「連携するよう努めること」というふうにとどめれば最大公約数的にまとまるのではないかという提案でした。どうでしょうか。山本委員、どうですか、最初の御提案の趣旨、大体酌んでいただけたら。

○山本勝利委員 この文章であると非常に強いですね。だから、そういう意味で少し範囲を広げるような意味で努めることとしたほうが、私もそのほうが賛成です。

○鈴木誠委員長 では、今、そういう補足もしていただきましたので、「購入するよう努めること」、努めることというふうに(1)から(3)は直す方向でいきたいと思ふます。

それでは、続きまして、事業者の役割のところをご覧ください。

ここは第5条になります。こういうふうについていくとやっぱりもう一度皆さんの手元の資料を照らし合わせて見ていただかないといけないかもしれませんね。

「事業者は、自助の精神にのっとり、次に掲げる事項を行うよう努めるものとします。」前回の場合とちょっと違ってきてます

のは、そののところを見ておいてください。

1号のところで、「技術、技能の向上、経営基盤の改善と強化、従業員の幸せの実現に努めること」

それから、2号のところでは、「地域の自然、生活環境及び歴史文化を保全し、かつ、生かし、事業活動を通じて市民の雇用及び地域の活性化に貢献すること」

3号のところで、「市民、行政等と協働し、地域の公共的活動に積極的に参加し、住みよいまちづくりに貢献すること」という表現になりました。ここはどうですか。いいですよ、どなたでも御意見をいただければ、どうでしょうか。ここはよろしいですか、大体、委員会としては。

それでは、この事業者の役割についてはこのようなまずは表現でいきたいと思います。よろしいですか。またもし御意見があれば、遠慮なく後でまたご指摘ください。

それでは、続きまして、基本的方向についてです。

これは第6条に当たります。ちょっとあそこ、上にくっついていきますけれども、間違いで下のほうに。

それで、第6条、ここはたくさんの号がありますので照らし合わせてください。

「第6条、この条例の目的を達成するため、本市では、市民、事業者、市、行政区等が協働し、地域資源の価値を学び、地域産業振興の仕組みを総合的に強化し、市内での消費、投資、取引等を通じて資本の循環を促し、地域経済が持続的に発展するよう、次に掲げる支援を行います。」

本市では、本市が主語になっています。支援を行いますということで、1号のところで、「市内での雇用を増やし、または、取引を拡大し、技術革新及び商品開発に取り組む事業者への積極的支援」、次に掲げる支援ということで、支援の内容をどういう支援かということを書いていきますね、ここでは。そう

いう観点で見てください。

2号は、「地域資源を発掘し、起業、創業とともに新技術、新事業の開発に努める事業者への継続的支援」ということ。

それから、3号では、「市内で起業し、または、創業する若者及び女性への人材、資金、情報等の提供による総合的な支援」

4号では、「新城市地域自治区条例第4条に規定する地域協議会の理解と協力を得て、コミュニティ・ビジネスより地域社会の自立を図ろうとする新城市地域自治区条例第2条に規定する地域自治区への人材、資金、情報等の提供による総合的な支援」

第5号は、「市内、三遠南信地域及び大都市の消費者及び事業者との交流並びに連携の促進を支援」

第6号のところでは、「自然災害や東海地震等を想定し、災害等から被災者の命を守り、生活再建、事業所再建等に参加する産業への人材、資金、情報等の提供による総合的な支援」という表現になりましたが、どうでしょうか、皆さん、ここのお考えを。

どうぞ、山本委員、お願いします。

○山本勝利委員 (4)のところですが、ずっといきまして、地域協議会の理解と協力を得て、コミュニティ・ビジネスにより地域社会のようになっておりますけれども、真ん中のコミュニティとビジネスは別々のものなのか、コミュニティ・ビジネスということをしているのか、その辺のところは僕はちょっとつながると意味がわからなくなってくると感じるんですが、いかがでしょうか。

○鈴木誠委員長 「コミュニティ・ビジネス」というのは恐らく一般的には普通名詞としても定義がありますので、これは「コミュニティ・ビジネス」というのはほかのところとやはり混同してしまうので、ここの考え方としては「コミュニティ・ビジネス」というのはこれはその一つの言葉として、ですから、中点はなくてもいいという理解でここは置き

たいと思います。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。どんな点でも、(6)のところは前回、皆さんが地震災害だけじゃなくて、やはり新城の場合は広く、それも含めて幅広く豪雨等あるような、あるいは、土砂崩れとか、こういう自然災害ということをもっと広く捉えられるように、言葉として入れたほうが良いという御指摘であって、それを想定して文面を書いたところでもありました。

最後の(6)の総合的な支援というところ、総合的、何々な支援と、何々を支援というようならばらになっているところがありますけれども、こういったところはどうか。

○鈴木太委員 今、先生が言われたところで、5番の支援だけちょっとおかしいです。ほかの(1)、(2)、(3)、(4)、(6)は何とかの支援というか、総合的支援という名詞的な支援ですけど、(5)の表現だけ促進を支援という、動詞的な支援なので、促進に対する支援ですとかというふうにしなないとちょっと違和感があります。

○鈴木誠委員長 市内、三遠南信地域及び大都市の消費者及び事業者との交流並びに連携の促進支援なのか、連携の促進することを支援ということですね。

○鈴木太委員 促進を支援しますという表現。

○鈴木誠委員長 そうですね。ここは直しておきます。

じゃあ、浅見委員。

○浅見雪絵委員 言葉尻をとっていくと何かすごい直したいところがいっぱいあって、どこから。

○鈴木誠委員長 いいですよ、全部言ってください。

○浅見雪絵委員 そうするとまず、全部支援で終わるところだけは共通していますが、積極的支援、継続的支援、総合的な支援というのは何が違うのかということと、それか

ら、(2)のところは起業、創業で点が打ってありますけど、(3)になると起業し、または、創業するというふうには今までは言い分けていたりとか、あとは、地域協議会に関しては、前回までは説明がどこどこに規定するというのは入っていなかったのを入れられたのはなぜなのかなということ。あとは、さっきの促進の支援のところを何か全部何々の支援というふうにするんだとしたら、連携の促進を総合的に支援なのか、統一感がないのでそういうところも要るんじゃないかなというふうに思います。

○鈴木誠委員長 副詞を形容詞にすると何かあれですね、すごく言葉が味気なくなって、意味がわからなくなってしまうということがありますよね。思いが込められていないという感じがしなくもないですよ。とはいっても、法令のほうで見て表現を統一するところなので、我々はどうしましょうかというところで、ここはまず、最初に浅見委員がおっしゃった点で、支援のどういう支援なのかという積極的支援と継続的支援、総合的支援、どうもこのあたりが、この文章からはよくわからなくなってしまうことがありますよね。皆さんもそんなことを感じるかもしれませんが、どうでしょうか。

山本委員、どうぞ。

○山本勝利委員 これは私の意見なんですが、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)とも全部内容が違ってきますよね。市内で雇用を増やし云々という形で、こういうときには積極的な支援、今度は、2番目は地域資源を、起業をするという形になってから、これは新しく出発するから継続的な支援、それから、例えば、3番目は、若者や女性ですから、資金だとか情報というのをやっぱり全ての面で支援しなければならないから総合的な支援。私はそういう形でこの文章を読んでいますから、別にいろいろ使っていますけれども、私はいいのではないかなと思って読んで



おります。

以上です。

○鈴木誠委員長 どうでしょうか、委員の皆さん。それぞれ支援にかかわっての姿勢というものが前の文章のほうで述べられているので、その姿勢を表現する言葉として継続的とか、積極的とかというところがこれはこれでつながりを持って表現されている、支援をよりわかりやすくというか、限定して支援を取り上げていると、わかりやすくはないけども、支援というものをどういう立場で支援するかということ表現するにはこれで一応いいのではないかという御指摘と、それから、確かに、我々はそういう観点で捉えたけども、読む人からすると、初めて読む人からすると、ここが積極的、継続的ということの意味合いが果たして前の文章から読み取れるかという不安もあるので、ここは逆に浅見委員はとったほうがいいのかという御意見はどうですか。あるいは、積極的、総合的、継続的支援と全部つないでしまうということもよくやる手なんですけども。全部、あらゆる手を尽くしてやる。そこまで行政に期待してもいいかな、どうかと思います。

○浅見雪絵委員 今、山本委員の意見を聞いて、確かにというふうには思いました。積極的支援だけはちょっとどうかと思いますけど。ちょっと積極的支援という客観性がないというか、積極的支援とはどの辺のことという気がするのかもしれない。一番最初の第6条と書いてあるあたりに総合的に強化し、市内でと書いていたりとか、地域経済が継続的に発展するよというのが入っていたりとか、そこに大分、どんな支援かということが書いてある上で（1）、（2）、（3）なので、非常に読みにくいというふうに思うので、どんな支援なのかということ最初最後にちょっぴり書いてあるところの中で説明を全部終えてしまうとするなら、（1）から（6）までは誰に対しての支援で

すというふうに対象者をはっきり述べていけばいいのかなと。それ以外の形容詞は要らないのかなというふうに思います。

○鈴木誠委員長 ありがとうございます。

どうぞ、お願いします。鈴木（延）委員。

○鈴木延良委員 積極的とか、継続的支援とか、いろいろ総合的な支援とかありますが、私は、1番の市内での雇用を増やし、雇用を増やすということとか、取引を拡大しとか、技術革新及び商品開発に取り組む事業者への、この辺のところの雇用を増やしていくのは、やっぱり積極的な支援をしていただきたいというような願いというんですか、気持ちはやっぱりありますよね。そうすると、一つ一つが継続的であっても、総合的な支援であっても、その事業に対してどのような支援を本当にやっぱり積極的に新城市をよくしていくために雇用を増やすことが必要なんだと、そういうことに積極的に支援をしていきますということであるようにとれば、私はそういうふうにとるんですけど、ここにあってもよろしいのかなというふうに思います。

以上です。

○鈴木誠委員長 ありがとうございました。

（1）のところは、これは商工会を初めとして産業団体とか、それから、産業事業所みずからも意思を持って取り組むことですが、それに加えて行政が取り組む場合の姿勢というのをここで若干主観的ではあるけれども表現したほうがいいのかということで積極的というふうに書いていくということで、どうだろうかということ。

それから、あと2番目、3番目のところは、それぞれ前文の意思を持って継続的、総合的というふうな表現が出されてきていると。どうでしょうか、ここはこれからの議論の積み重ねもあるものですから、支援に関しての形容詞はこのままにしておいて、先ほど鈴木（太）委員が指摘されたところ、あれは明らかにおかしいので、（5）のところ、

5号のところ、ここは市内、三遠南信地域及び大都市の消費者及び事業者との交流並びに連携を促す支援か、連携を促す支援、なるほど、何か形容詞があるといいかなというふうに、ほかの文章と並べて考えちゃったんですけども。鈴木（太）委員、さっき何ておっしゃった。そういう御指摘もいただきましたけど。

○鈴木太委員 先ほどは、連携の促進に対する支援と申し上げたんですけども、ほかの条文を合わせるのであれば、連携の促進への総合的でも、積極的でも、継続的でもどれでもいいんですけども、促進への何ちゃらな支援となる、統一的になるかなと。

○鈴木誠委員長 ここはまだ今、新城では余り新城にとってはこれからの重要な産業振興の課題として掲げているところだと思うんです。ですから、そうなると、新たな試みになっていくということでもあるので、今のおっしゃった連携を促す支援というのが意味としては近いかなというふうに思うんです。今、鈴木（太）委員がおっしゃった観点も言えると思いますけども、何かいい表現はないですか、どうですか、浅見委員。

○浅見雪絵委員 そうですね、やっぱり鈴木（太）委員が言われたように、全部ほかのところは誰々への支援、誰々への支援というふうにきているので、事業者のときは事業者への支援、（１）は事業者への支援、（２）は事業者への支援、（３）はちょっと違うかなと思いましたが、（４）が地域、自治区への支援、（６）も産業への支援ということになっているので、対象者をはっきりさせるとすると、連携は誰かがさせるものというふうに考えるならば特に人間を対象者を入れるか、もしくは、（６）のように産業全体への支援というふうにするか。

○鈴木誠委員長 そうするとここは、例えば、市内、三遠南信地域及び大都市の消費者及び事業者との交流並びに連携への支援というこ

とで、連携というものを、対象をはっきりさせるということになると交流連携を支援するということになるので、交流連携への支援、交流並びに連携促進への支援。

○浅見雪絵委員 連携を促進させる環境への支援。

○鈴木誠委員長 ここは。

○浅見雪絵委員 連携自体は支援したいということですね。

○鈴木誠委員長 そうですね、ここは。産業というよりも、ここはこういう都市農村交流、あるいは、連携というのが、これから市域を超えて大事になってくるという、そういうこれからの意見を踏まえたこういう箇所が必要だということです。どうでしょう、今、皆さんの御提案で市内、三遠南信地域及び大都市の消費者及び事業者との交流並びに連携促進への支援というところに出したらどうでしょうか。交流連携促進か、交流連携促進への支援、交流並びに連携促進、この辺はこういう表現がいいかどうかまた行政のほうでチェックしてもらおうとして、ここでは趣旨としては交流並びに連携促進への支援と、とどめておいてはどうでしょうか、いいですか、じゃあ、そのように進めます。

それでは、そのほかのところも支援、何に対するどのような支援かというところが矛盾がなければこれでいきたいと思えますけど、よろしいですか。

どうぞ、青山委員、お願いします。

○青山勉委員 済みません、細かい部分になりますけれど、先ほど中黒で（４）がコミュニティ・ビジネスがとるということで言われまして、（２）で中黒が２つ出てきまして、先ほどのルールの中では本来使わないよということで、起業、創業ともに新技術及び新事業の開発にというふうになれば中黒がなくなるのかな。ここで一つ中黒がなぜ出てきたのかなというのがある、疑問に思いましたので、細かいあれでございまして、どうかなと思

います。

○鈴木誠委員長 これについては、中黒をとることよりも、起業と創業という、どちらの表現の仕方もやはり現実としてはあるので、それを並列をして書く場合には、一つ中黒をとってしまうと、一つの普通名詞になってしまうので、むしろ間に置くことによって2つの表現がやはり実際には現実の場合にはふさわしいのではないかというふうに、これまでの話し合いがあったんですね。ですので、これについては、起業・創業と新技術・新事業というところは一応、併記しようというところで話はおさまっているというふうに理解をしています。

コミュニティ・ビジネスについては、最近でもコミュニティ産業という表現の仕方もありますので、その場合にはコミュニティと産業の間に中黒を入れないので、ここのところは今、とつても構わないだろうというところで続けていったんですけども。これは明らかに並列ではないので。どうですか。前回、確かそういう皆さんの御意見があったと思いますけども、今、青山委員に御指摘いただいたところは一応この形で出させてください。それでまた何か御指摘があれば皆さんに御意見を求めることもあるとしたいと思います。

それでは、次のところにいかせていただきます。

○海野文貴委員 今の第5条のところに戻らせていただいて。

○鈴木誠委員長 第5条というと事業者の役割ですか。

○海野文貴委員 事業者を「自助の精神にのっとり」、「自助」というのがちょっと違和感がありまして、みずから助けるというか、そういう意味で考えますと、あとの技術、技能の向上云々の従業員の幸せの点に努めること。自助の精神で従業員の幸せに努めるかどうか、何かちょっと少し違和感がございます。はっきりとちょっと自立の精神とか、このほ

うが何かしっくりくるような気がするんですけども、いかがでしょうか。

○鈴木誠委員長 ここはどうでしょうか。事業所の経営をやってみたり、やってみようという方が多いと思いますので、ぜひ御自身のお立場でどうでしょうか。皆さん、どうですか。山本委員。

○山本勝利委員 「自立」はちょっと意味が違ってはいないかなと思う。やっぱり何かこの場合はやっぱり「自助」のほうが文章的にはいい。自立だとちょっと意味合いが、考える意味合いが違ってくるかなというような感じを持っております、私は。

○海野文貴委員 並列がだめだと言っているわけではないんです。

○鈴木誠委員長 どうでしょうか、皆さん。鈴木（太）委員、どうですか。

○鈴木太委員 私は「自助の精神」という言葉の捉え方かと思うんですけども、「自助」というのはみずからを助けるという読んで字のごとく考えると、その下の項目と何か合わない感じがしますよね。その下は従業員のためは自助を分けて入るとして、地域のために、地域の活性化に貢献することとか、まちづくりに貢献することというのは、自助の精神なのかどうかというのは疑問は感じます。

○鈴木誠委員長 「自助」とここで使っているのは、自助という場合ですから、つまりみずからできることはみずからの力でという表現で自立、自助という表現をされる言葉ですよ。その割に（1）から（3）というのは公共的な福祉を体現しなさい、しっかりと努力しなさいというふうに言っていますので、何か随分冷たいかなということでもありますよね、矛盾まではしていないけども、当たり前のことで書いておきながら、しかし、随分たくさんのことを我々が事業者に求めているなという気もしなくもない。むしろここは「事業者は共助の精神にのっとり」というふうにいったほうがいいぐらいかもしれないで

すけど。企業市民というのは実際には存在しないけれども、しかし、今、企業市民という表現を随分いろんなところでしますよね。これは市民も法人ではあるんだけれども、一市民と同じ感覚、感性を持って市民社会をつくっていく担い手になってほしいという、そういう気持ちを込めて企業市民という言葉をよく使いますが、ここは「自助の精神」と確かに御指摘されたように、ちょっと自助の精神、みずからできることはみずから取り組むという精神にのっとりながら、(1)はいいとしても、(2)、(3)になるとこれは自助の精神じゃなくて、共助の精神になりますよね。これは「自助の精神」は要らないですかね、どうですか。「事業者は次に掲げる事項を行うよう努めるものとします。」少々寂しいですけども、意味合いとしてはそのほうが矛盾がない気がします。

○鈴木太委員 (1)、(2)、(3)の文言は事業者として非常に大切な役割だと思うので、それを形容する言葉が自助の精神というところが少し違和感があるので、共助なのか、公助のなのか、わからないですけども、共助ですかね。

○鈴木誠委員長 それでは、今、鈴木(太)委員の御指摘いただいたことを踏まえて、ここは「自助の精神にのっとり」というところはひとまず削除しておきたいと思えます。あとまたもう少しここに何か文言を加えたほうがいいのかという御提案があったらぜひお願いします。ありがとうございました。

では、続きまして、議会の責務に移ります。

議会の責務は第7条になりまして、「議会は地域産業振興指針に基づき、地域産業の総合的発展のために次に掲げる事項について、市長の責務の履行を確認し、助言を与えなければなりません。」「(1)市長が行う施策」、「(2)地域産業振興指針の推進に当たって必要な措置」ということで、どうでしょうか、皆さん。どんな点でもお気づきの点

があれば、どうでしょうか。

お願いします、山本委員。

○山本勝利委員 市長の責務のところと同じようにしたほうがいいのではないかなという考えを持っています。

以上です。

○鈴木誠委員長 具体的に言うと、どういう。

○山本勝利委員 「定めるものとします」という形のあとに「協力するものとします」とか、「助言を与えるものとします」とか、そういう形でここも「なりません」という形を直したほうがいいのかと思って。

○鈴木誠委員長 最初に山本委員が御指摘いただいた箇所につながってきますね。「助言を与えなければなりません」という表現ではなくて、「与えるものとします。」ということ。

ほかにいかがでしょうか。これは地域産業の総合的発展ですか。どうですか。

○川合教正副部長兼産業政策課長 そうです。

○鈴木誠委員長 それから、(2)のところも、「産業振興指針」じゃなくて「地域産業振興指針」じゃなかったですか。前回、そういうふうに直しましょうというあれでしたね。

○川合教正副部長兼産業政策課長 はい。

○鈴木誠委員長 ほかどうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、産業自治振興協議会、第8条に当たります。こちらのほうをご覧ください。

その内容ですが、第8条、「市長は、地域産業の振興を内発的、総合的、持続的にきめ細やかに支援するために、新城市産業自治振興協議会(以下「協議会」という。)を設置する。」

第2項で、「協議会は、市民、事業者、行政区、産学官金労が協働して地域産業振興指針及び振興計画を策定し、適正な運用を行っていくものとします。」

第3項は、「協議会の組織と運営に関し必

要な事項は、別に定めます」ということでした。いかがでしょうか。「内発的」というのは、これはこの間説明があったように、企業誘致のみに依存をしたり、あるいは、国の補助金のみに依存するのではなくて、新城市内のさまざまなまだ未開拓な資源にも着眼しながら、その良さを生かして取り組もうという、そういう視点だということは確認をしましたね。総合的というのは、この間言ってきたように、お金の点だけじゃなくて、人の点であるとか、あるいは、文化的な価値であるとか、それから、自然の魅力であるとか、ということがやはり観光面からも必要であるということで、産業振興というのは従来の生産ということ、ものをつくるということだけじゃなくて、今ある新城の自然的資源というものにも価値を見出して、それを産業化しようという、そういう観点も含まれてくるということで総合的。持続的というのは、これは法律に基づいているんな減免の措置がある、そういう期間限定の支援ではなくて、世代を超えて地域をつくっていくということに寄り添うようなそういう産業振興でなければならないという、こういう観点で含まれているということが前回のここで話し合われたことでもありました。新城の確か自治基本条例で世代間のバトンをリレーするということとてもすてきな表現があった、そういう趣旨でしたね、ここは。どうでしょうか。

○梅津浩史委員 第8条ですが、いいんですけども、2と3というのはこれはどこから、2、協議会は、3、協議会のという、1はどこにあるかわからん。この数字というのはどこからきているんですか、済みません。

○鈴木誠委員長 これは、市長さんか、副市長さんに説明していただいたほうが、立場上はいいと思います。

○広瀬安信副委員長 多分、法務の、私、法務のほうに確認していないものですからあれですが、法務のほうとして、条文は、一つの

条文の中にいろんなものを入れ込むということの整理をしない。だから、とりあえず第8条の第1項では、こういうものを設置しますで、その設置した協議会はこういうこととこういうことでやりますとか。今、案のほうでは、それが一つの条文になっちゃっているんですね。それを一つずつ整理をして、法令上の状態の整理をしたということですので、一つの条文の中に複数の言い回しをできるだけ避けるということで整理したものです。

○鈴木誠委員長 最初のところが法令上のこれは一つのルールになって、最初の第8条と書いてある。

○梅津浩史委員 「市長は」が1になる。

○鈴木誠委員長 そこが1の意味を持つものですから、そういうことです。それ以降は2から始まるということです。こういう一つの約束があります。そういう点も含めてどうぞいろいろ確認していただければと思います。どうでしょうか。これについてはよろしいでしょうか。

じゃあ、鈴木（太）委員、お願いします。

○鈴木太委員 「きめ細やかな支援」というのがよくわからない。「きめ細やかな支援」というものがどういう支援を言われているのか、これを読んだらよくわかるのかな。それまでは総合的とか、積極的とか、持続的というおきながら、抽象的な表現がきたなという気がする。

○鈴木誠委員長 どうしたほうがいいですか。提案をしてください。

○鈴木太委員 なくてもいいんじゃないですか。

○鈴木誠委員長 なくてもいいということでありました。今までの全体の流れからすると、改めてここを見るとちょっと突出して抽象的な表現になりますね。じゃあ、ここはなくていいという御指摘がありましたので、どうですか、内発的、総合的、持続的に支援するためにですか、持続的になるとね。地域産業の

振興を内発的、総合的、持続的に支援するため、新城市産業自治振興協議会を設置するというのでいいですか。じゃあ、そのようにしておきます。

では、続きまして、第9条のほうになります。一番下のところ、条例の見直しというところです。前回、宿題をいただいて、この条例というのは恒久的なものなのか、どうなのかということ調べるようにという指摘をいただきました。それで、ほかの新城市内の他の条例と同時に一番の根幹の自治基本条例も勘案して、自治基本条例は5年でしたかね、確か、5年をもって見直すということでしたけども、政策的な条例になりますので、もっとやはり機敏に見直す必要のところは見直したほうがいいだろうということで、ここは3年を超えない期間ごとに条例を見直しというふうになりました。読み上げます。

「第9条、市長は、3年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、必要な場合は改正を行います」というところです。どうでしょうか。まずは具体的に3年という言葉を入れて、必要な場合には、誰が必要とするかという場合には市長はもちろんですけども、この市長の施策というものはこの上の第8条に規定されてきますので、この第8条の産業自治振興協議会、こういったところから市長に対して提言、提案などがあった場合も市長はそれを踏まえて見直しをするか否かということ積極的にやっぱり考えていくということにもなると思います。

では、ここのところは3年ということを入れたことで、一応、皆さんの前回からいただいた宿題をこういう形で表現したということよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、最後に全体を通じてお気づきの点があったらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○広瀬安信副委員長 ちょっと2つだけ確認させていただきたいと思います。

まず、ここに今出ている第8条の関係で、第2項、協議会は、市民、事業者、行政区となっているんです。これが多分皆さんの御検討されたときに行政区等という感じになっていたかと思うんですが、そういうことでよろしいでしょうかという点が1点。

それから、もう一つ、これは今まで御議論があったのかもわかりませんが、例えば、第6条なんですけども、第6条、ちょっと字が小さくて見えにくいかわかりませんが、第5号ですか、市内、三遠南信地域及び大都市の消費者及び事業者との交流並びに連携の促進を支援というふうになっているんですが、市内はわかります、三遠南信というのも今、三遠南信の連携を努めている東三河地域ですので理解できます。それから、大都市というのは大都市だと思うんですけど、何が言いたいかというと、新城市の中で実は豊田経済圏、岡崎経済圏にも影響されている部分というのがあるんです、事業所として、あるいは、消費者としてもそうなんです、そうすると県内という話になっちゃうんですけども、特に西三河地域の隣接する岡崎、それから、豊田ですね、こことじゃあ南信州、どっちなのという話なんです。飯田と「うん」という感じと、たどっていったら何ですが、作手の住民の方々、あるいは、新城でも一部、旧新城ですね、の人たちは豊田に通っているんです。豊田だとか、トヨタ自動車とか、それから、岡崎とか、結構行っているんです。それで、向こうの方が住んでいる、今度こっちへ。じゃあ、飯田の人が住んでいるかということ、余り聞いたことはない。お勤めに行っている方はあるし、営業で行っている方は当然あるんですけども、そこでいいのかな。ほかのところでも三遠南信及び大都市だとかいうのが出るんですが、豊田、岡崎、西三河どうするみたいなの、そこら辺の考え方だけをもう一度こ

ここで御議論いただければ、後々精神を注入するときにはいいのかなと思いましたが、その2点だけちょっと確認させてください。

○鈴木誠委員長 とてもいい提案だったと思いますけども、じゃあ、どうでしょうか、皆さん、もうここは正直な気持ちで言っていた方がいいと思いますけど。どうでしょう、行政の皆さんも遠慮なく、別に副市長、全然怖くないですから。遠慮なくいかがでしょうか。委員の皆さんもどうでしょう。じゃあ、作手を代表して。

○権田知宏委員 広瀬副市長の御意見を受けて、まず、簡単なところから行政区等とあったと思うんですが、私、個人的には等を入れたほうが全体の流れとしていいのではないかという意見と、三遠南信というのは前文のところからもずっと一番最初に議論になった「新城市は」という主語で始まるころを「私たちは」とかいうところで私も前回に意見をちょこっと言わせてもらったんですけど、そのところから三遠南信、南信州、遠州というところが多く出ておって、本市では最後のほうは三遠南信地域や大都市の消費者というところがメインとして出てきておるんですけども、先ほど副市長が言われたように、作手のほうは豊田関連、もしくは、岡崎の企業へ通われている方も多数みえますし、そちらからこちらに引っ越してこられた方もたくさんみえます。私の住んでいるところから北のほうへ行くと、ほとんどが豊田とか、岡崎のほうに買い物に行ったりというところで、できればそちらのほうとも連携をする、それを一くりに大都市というにはちょっとそんなに大きな都市じゃないと思いますので、その辺も含めて入れていただけたらありがたいなというふうに思います。

以上です。

○鈴木誠委員長 そういう指摘をいただきました。どうでしょうか。等というふうに最初に入れたのは、あれは行政区の皆さんもかか

わってみえる、そして、一般の、一般じゃなくてNPOであるとか、それから、個人のボランティアもかかっている地域協議会を構成する地域自治区を非常に意識したんだということが議論の最初にあったんです。地域自治区も今は行政の出先機関でありますけども、ここも地域の代表的な機関にこれから発展していくことを産業的にも期待するということなので等を入れたということで、ここは等を入れるべきだというのはこれまでの議論の積み重ねから正しいだろうというふうになりました。

それで、問題はもう一つのところです。これは、今、御指摘があったように前文のところの流れとも関係してきているので、今の広瀬副市長の（5）の指摘というのはこの前文の扱いをどうするかということにかかわってきますので、いかがでしょうか。時間も限られてきていますので、この、例えば、前文のほうの最初の段落のところ、これはこれまでの新城の歩みを語っているので、歴史的な史実として大きな間違いがなければ流れとしてはこれでいいのかなと。ただ、今後ということになると、そこでという一番最後の段落のところですね、そこで、本市では多彩な能力を持つ市民が市内で活躍でき、かつということで、三遠南信地域や大都市の消費者、事業所等と緊密な交流連携を図りながらという、交流連携を図るパートナーとして三遠南信地域の町々、あるいは、消費者、事業者、それから、大都市というところも想定するだけでいいのか。大都市というところでも名古屋とか、あるいは、東京とか、近隣でいうと浜松はどうでしょうかね、政令市ということもありますので、大都市というのは大体政令市を想定するということが多いかと思いますが。三遠南信が含まれておりますね。

どうぞ、山本委員、お願いします。

○山本勝利委員 一つ、三遠南信地域との交流というのは、今まで歴史的な関係から交流

があったということなのですが、今度あと今はまだできてませんが、三遠南信道ですか、三遠南信自動車道が近々もう東名、新東名の後でこれは完成に近づいてきます。そうすると、新城市の中に鳳来峡インターができます。そうすると、ここを利用して飯田方面、あるいは、さらにもっともっといえば、北陸方面との交流というのが盛んになってきます。要するに、観光であり、さらにいろいろな今の広域圏のことになっておりますが、福祉であるとか、あるいは、災害関係であるとか、そういう意味での交流が非常にこれから大きくなるのが予想されますので、やっぱり三遠南信地域をこれは今後とも新城市の結びつきとは関係が大きくなっていく可能性があると思いますので、削ることはできないのではないかと考えております。ただ、確かに作手の方々から見れば、岡崎、あるいは、豊田との交流というのは今後、これから多くなっていく可能性がありますので、その辺のところを何とかうまく考えていく必要があるのかなと、そんなふうに今、思っております。

○鈴木誠委員長 どうでしょうね、皆さん、何かありませんか。今泉委員。

○今泉英明委員 特にそういうことの交流並びに連携をということだと思うので、そのままでもいいような気がします、あえていうならば、「三遠南信を始めとする近隣地域」と、そういう表現にしておけばいいのかなと思います。

○鈴木誠委員長 という御指摘も今、いただきました。どう表現するかというところだけですね、皆さんのお考えのところは狭い市内に限定することなく、生活圏はどんどん広がっているということと、それから、新しい情報やニーズを踏まえた三遠南信にならなくちゃいけないということもありましたので、特にそういう知識や経験の集積している大都市との連携というのは大事にしようという趣旨もあるかと思っております。こういったところは前

には等という言葉を入れて逃げるという、よくやるやり方もあるのかなという気がしていたんですけど、市内というところは限定して、三遠南信地域及び大都市等の消費者という、その中に意味としては積極的な意味を込めていたということがこの間の議論であったわけですので。

どうぞ、鈴木（太）委員。

○鈴木太委員 三遠南信地域を広域連合があって、重要なところでありまして、これから新東名が開通されていく新城市のこれからの産業振興条例として、三遠南信という言葉がこれだけ出ちゃうと、岡崎、豊田というところはすごく消極的に見えるかなという気はします。なので、前文の冒頭にある三遠南信地域の人的交流というのをこのまま残すとして、その後のそこで本市ではというところを、前文を受けての、かつ、三遠南信地域や、それで山本委員が言われたように、広域的な市町村みたいな形で、広域的という言葉を使って東西のつながりも入れるほうがいいのかという感じはしました。

○鈴木誠委員長 三遠南信地域や広域の、三遠南信が先ほど、今泉委員がおっしゃった近隣の市町村というところがここに込められているという前提に立つならば、そうしたら、近隣ではない地区の大都市や地方都市、都市圏です、地方都市圏の消費者、事業者とも交流連携を図るという趣旨で、三遠南信地域や広域にわたる消費者、事業所等と緊密な交流連携という、そういう表現でもいいだろうということですよ。

○鈴木太委員 確かに、新東名ができるのに岡崎や豊田という発言を聞くと、その部分が反映されていないかなという気がする。新東名がこれからできていくまちとしては。

○鈴木誠委員長 どうですか。松本委員、どうですか、最後に一言。

○松本吉生委員 僕はちょっとここで思ったのは、ちょっとあれかもしれないですが、世



界にしてもいいのかなということをちょっと僕は考えていたので、済みません、ごめんなさい、皆さんの議論とちょっと違ったんですけど、海外を含めた世界というのは本当に入れなくていいのかなと、国内だけでいいのかなというのは一つ、済みません、ここではちょっと思っていました。

○鈴木誠委員長 そうですね。フェアトレードを初めとして、既にそういう観点で事業をやりたいと思っている若者たち、ヒアリングをしたらいましたので、世界という、国際という観点、どこかで表現したほうがいいのではないかと。そのほうが開かれたこれからの新しい新城の価値観を持った産業をつくっていけるという挑戦的なものになり得ますよね。

それでは、どうでしょう、もしここで具体的な提案がいただけたら、それをもってきょうのまとめにしておきたいと思います。もしない場合でも一度、今の趣旨を酌んで、文案をつくって、それを皆さんのところに急ぎ文書で提案をしますので、それについて御回答いただいて、それをまとめるという形にして、そこをまとめる作業は事務局にお任せいただくという形でどうでしょうか。この間、幾つか指摘いただいたところも直さなきゃいけないので、それも一緒に皆さんのところに送って、最後チェックをしていただくということで、よろしいですか。まず、具体的な提案があれば今、いただきます、どうでしょうか。よろしいですか。

それでは、皆さんの今の趣旨を最後の松本委員のところまでの趣旨を、ここまでをいただいて、それでもう一度文案を作成してみます。それで皆さんのところにきょういただいたほかの箇所の指摘も含めて修正案をつくって、近日中に皆さんにお届けしますので、それについて赤を入れていただいて、御意見を書き加えていただいて返送ください。よろしいでしょうか。

じゃあ、そのように進めさせていただきます

す。

どうもありがとうございました。非常に長時間にわたって真摯な御意見、御議論に本当に感謝します。きょうの段階で完成ということには至りませんでしたけども、今後のまとめていくプロセスについては合意をいただきましたので、また個別に確認をさせていただくこともあるかもしれませんが、その際には嫌がらずに御協力いただけるようお願いいたします。

それでは、その他というところで、今後の日程について、事務局のほうから皆様方に提案をいただきたいと思います。

○川合教正副部長兼産業政策課長 それでは、今後の日程等についてということで、お話をさせていただきます。

これで一度、皆様のところに条文の案を最終案という形で出させていただいた上で、答申という形で市長への委員会としての案をお出しいただくという日程を今、決めて進めたいというふうに思っております。日付については、日程については、9月9日の水曜日を予定をしたいと思います。時間的には同じ時間に来て、午後7時をお願いをして、最終的な文言の内容を確認した上で、条例素案という形で委員長から市長に答申をいただくというスケジュールにさせていただけないかということで御提案をしたいと思います。なるべく大勢の方に出させていただきたいことを思っておりますし、市長に委員長なり、委員の方からこれまでの経過も含めて市長に実際にお話をさせていただく機会をつくりたいというふうに考えておりますので、無論、2時間ぐらいをちょっと予定をさせていただきたいというふうに思っております。一応、日程的な部分の9月9日の部分はちょっと動かさない部分でございますけれども、提案をさせていただきます。いかがでしょうか。

○鈴木誠委員長 いかがでしょうか、皆さん、9月9日水曜日の19時に最後の確認の委員

会、会議を行って、それで確認をしていただいた後に市長に答申をするということ。答申をする場合には、通常、委員長から手渡すけれども、それだけではなくて、そこに込めた気持ちを委員の皆様方からお一人お一人余り長い時間はとれませんけれども、この条例素案をどう今後議会で成立した後には生かしてほしいかという、そのあたりの希望も強く述べていただくような場面も持ちたいということで考えているようです。そういう組み立て方でよろしいでしょうか。

では、委員の皆様方からも一言ずつコメントをいただきますので、これをこの条例をできた暁にはどう生かすべきだということも加えていただいて、ぜひ有意義な最後の会議にしていだけるようお願いいたします。

では、9月9日ということで今、提案がありましたので、そのようにいきたいと思えます。御了解ください。よろしくお願ひします。なるべく皆さんの御参加をお願いしたいと思います。市長のほうに直接皆さんのお気持ちを伝えていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、本日の審議事項は全て整いましたので、事務局のほうにお返しをいたします。○川合教正副部長兼産業政策課長 ありがとうございました。ちょっと時間を超過して大変申しわけございません。皆さんの意見、思いをなるべく素案の中に取り込んでまいりたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願ひを申し上げます。

では、きょうの第8回の産業振興条例審議委員会を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。